

第3回 尻別川流域委員会 委員会資料

議事次第	2
尻別川流域委員会 委員名簿	3
第3回 尻別川流域委員会 座席配置図	4
「尻別川流域委員会」の設立趣旨	5
尻別川流域委員会設置要領	6
尻別川流域委員会運営要領	7

配付資料：

[資料1] 議事次第、委員名簿、座席配置図、規約関係資料

[資料2] 第2回流域委員会の補足説明

[資料3] 尻別川水系河川整備計画（原案）の修正案

[参考資料1] 第2回尻別川流域委員会 議事要旨

[参考資料2] 尻別川水系河川整備計画（原案）について寄せられたご意見

[参考資料3] 尻別川水系河川整備計画策定の流れ

[参考資料4] 尻別川水系河川整備計画（原案）

平成21年9月16日

北海道開発局

(第3回：平成21年9月16日)

第3回 尻別川流域委員会

日 時：平成21年9月16日（水）13:00～15:00

場 所：磯谷郡蘭越町蘭越8-2

蘭越町ふれあいプラザ21

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 第2回流域委員会の補足説明について

(2) 尻別川水系河川整備計画（原案）の修正案

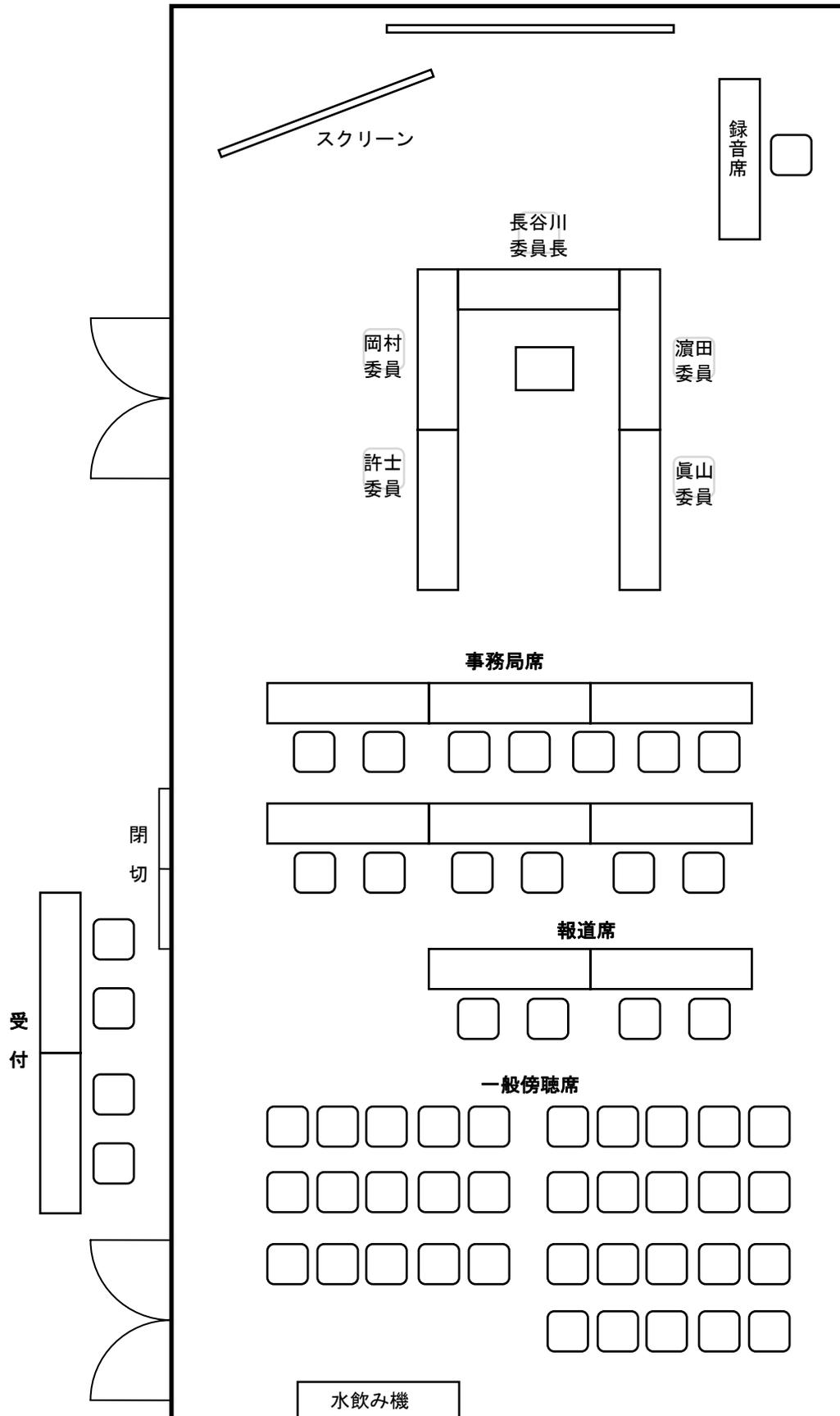
3. 閉 会

尻別川流域委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

名前	役職等
岡村 俊邦 <small>おかむら としくに</small>	北海道工業大学環境デザイン学科 教授
許士 達広 <small>きよし たつひろ</small>	北海学園大学社会環境工学科 教授
長澤 徹明 <small>ながさわ てつあき</small>	北海道大学大学院農学研究院 教授
長谷川 和義 <small>はせがわ かずよし</small>	(株) 北開水工コンサルタント 先端技術開発センター所長
濱田 暁生 <small>はまた あきお</small>	(株) シー・アイ・エス計画研究所 代表取締役会長
真山 紘 <small>まやま ひろし</small>	(社) 北海道栽培漁業振興公社 技術顧問

第3回 尻別川流域委員会 座席配置図



「尻別川流域委員会」の設立趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者である国土交通大臣は、これまでの「工事实施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」（河川法第16条）と、当面の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」（河川法第16条の2）を策定することとなりました。

「尻別川水系河川整備基本方針」については、平成19年3月に、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところです。

この基本方針に基づき、北海道開発局は、「尻別川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するにあたり、学識経験を有する方々にご意見をいただくために（河川法第16条の2第3項）「尻別川流域委員会」を設立することといたしました。

○北開局河計第67-1号

尻別川流域委員会設置要領を次のように定める。

平成21年1月7日

北海道開発局長 鈴木 英一

尻別川流域委員会設置要領

(設置等)

第1条 尻別川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）の案を作成するに当たり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第3項の規定に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に、尻別川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、尻別川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長（以下「局長」という。）に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、小樽開発建設部において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成21年1月7日から施行する。

尻別川流域委員会運営要領

本運営要領は、尻別川流域委員会設置要領（平成21年1月7日付北開局河計第67-1号、以下「設置要領」という。）第6条に基づき、尻別川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

(2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

(4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨を公開する。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。

(5) その他

- ・委員長は、学識経験等を有する者などからの意見聴取、その他必要な措置を講じることが事務局に要請することができる。

2. 運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

3. 施行期日

- ・本運営要領は、平成21年1月7日から施行する。